

福島県地域づくり総合支援事業(サポート事業、県戦略事業)実施要領

制 定 平成18年3月 8日
改 正 平成20年3月28日
改 正 平成22年4月 1日
改 正 平成23年4月26日

1 目的

福島県地域づくり総合支援事業(サポート事業、県戦略事業)(以下「総合支援事業」という。)は、現場主義の精神の下、地方振興局を中心とする出先機関が、地域課題や地域づくりの方向性について、集落等や民間団体、市町村等とともに考え、認識を共有し、役割分担と連携を図った上で、最も有効な事業手法を選択し、機動的かつ柔軟に実施していくことにより、住民が主役の個性と魅力ある地域づくりの推進に寄与することを目的として創設するものである。

2 定義

この実施要領において用語の意義は、次に定めるとおりとする。

ア 過疎地域

福島県過疎・中山間地域振興条例(平成17年福島県条例第68号。以下「条例」という。)第2条第3号並びに福島県過疎・中山間地域振興条例第2条第4号の地域を定める規則(平成17年福島県規則第44号。以下「規則」という。)第1号及び第2号で定める地域をいう。

イ 特定過疎地域

過疎地域のうち申請年度の前年度における財政力指数が市町村平均の2分の1以下の市町村の区域をいう。

ウ 中山間地域

条例第2条第1号及び第2号並びに規則第3号で定める地域をいう。

エ 特定中山間地域

条例第2条第1号又は第2号で定める地域のうち、全域が公示された市町村で、かつ、申請年度の前年度における財政力指数が市町村平均以下の市町村の区域をいう。

オ 過疎・中山間地域

上記のア及びウの地域とする。

カ 地域再生計画に係る事業

地方振興局長が、国から認定された地域再生計画内の「支援措置を受けて実施し又は実施を促進しようとする取組みの内容」に記載された事業又は記載された事業と密接に関連し、当該計画の目的を達成する上で波及効果が大きいと認められる事業のいずれかに該当すると認めた事業をいう。

キ 市町村等

市町村、複数市町村で構成する協議会、広域行政事務組合及び一部事務組合とする。

ク 集落等 次のいずれかに該当する団体をいう。

(ア) 市町村における行政区、自治会、町内会等の地域的な共同活動を行っている団体

(イ) 複数の(ア)で構成する協議会、連合会

(ウ) (ア)と大学や民間団体が連携した事業体、連合体

ケ 協定団体 おおむね半数以上が集落等の住民又は集落等の住民とゆかりのある者で構成される団体であって、集落等と協定を結び、かつ、市町村の推薦を受けた次のいずれかに該当する団体をいう。

(ア) 公に属さない任意団体

(イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年6月1日号外法律第181号）に規定する企業組合

(ウ) 特定非営利活動促進法（平成10年3月25日号外法律第7号）に規定する特定非営利活動法人

3 事業区分

総合支援事業の区分及び内容については、次のとおりとする。

(1) サポート事業

ア 一般枠

(ア) 民間団体や市町村等が行う広域的な視点に配慮された事業又は先駆的、モデル的な事業であり、かつ、国、県及びこれらの公社等外郭団体の既定施策の中で措置することが困難な事業であって、地方振興局長が別に定める採択方針に合致する事業に対し県が補助する事業とする。ただし、営利を目的とした事業を除く。

(イ) 補助事業者、対象地域、補助率、補助の期間、補助対象事業費の下限及び補助限度額は、別表1-1のとおりとする。

イ 過疎・中山間地域集落等活性化枠

(ア) 集落等や市町村、協定団体が行う集落等再生事業（単なる維持修繕を除く。）であり、かつ、国、県及びこれらの公社等外郭団体の既定施策の中で措置することが困難な事業であって、県が補助する事業とする。なお、営利を目的とした事業を行う場合は地域資源の活用を条件とする。

(イ) 集落等が行う集落等再生計画策定事業であり、県が補助する事業とする。

(ウ) 補助事業者、対象地域、補助率、補助の期間、補助対象事業費の下限及び補助限度額は、別表1-2のとおりとする。

(2) 県戦略事業

ア 過疎・中山間地域の振興を図るため、住民の提案等を受け、県が実施主体となるソフト事業及び必要に応じて民間団体や市町村等と共同組織を組織して実

施するソフト事業とする。

イ 事業の実施主体、対象地域、対象事業費及び事業の期間は別表２のとおりとする。

4 事業の執行

(1) 予算

ア 予算配分額の通知

企画調整部長は、過疎・中山間地域経営戦略会議設置要綱（以下「設置要綱」という。）第２条第１項に基づき設置される過疎・中山間地域経営戦略本部会議（以下「本部会議」という。）での協議及び各地方振興局管内の人口、面積、市町村数等を総合的に勘案して、地方振興局長に対して予算の配分額を通知するものとする。

イ 予算の配分

企画調整部長は、下記(2)のア及び(3)に規定する報告に基づき、原則として毎月１回地方振興局長に予算を配分するものとする。

(2) サポート事業

ア 事業の決定

地方振興局長は、サポート事業に関し、補助事業者から事業計画書の提出を受け、配分の通知を受けた予算の範囲内において、管内の施策の総合性が保たれるよう、必要に応じて以下の会議において意見を聴き、関係事業（国、県及びこれらの公社等外郭団体並びに市町村の事業を含む。）との調整を図った上で、決定するものとする。

また、地方振興局長は、毎月１０日までに、前月末における事業の決定状況及び事業概要等を事業執行計画書にまとめ、企画調整部長に報告するものとする。

(ア) 一般枠については、福島県地方振興政策会議規程（平成６年福島県訓令第５号）に基づき設置される福島県地方振興政策会議（以下「政策会議」という。）

(イ) 過疎・中山間地域集落等活性化枠については、設置要綱第２条第１項に基づき設置される過疎・中山間地域経営戦略地方会議（以下「地方会議」という。）

イ 事業の変更

アで決定のあった事業内容に変更のある場合には、地方振興局長は補助事業者から事業変更計画書の提出を受け、アの手続きに準じて処理するものとする。

ウ 事業の完了

地方振興局長は、アの事業が完了したときは、補助事業者から事業成果調書（電子媒体での提出）及び事業実績書の提出を受け、審査の上、企画調整部長に事業成果調書（電子媒体での提出）、事業実績書及び事業執行結果報告書を提出するものとする。

エ 事業の検証

(ア) 地方振興局長は、ウで完了した事業の成果、改善すべき内容等を把握し、翌年度の効果的な事業の執行に資するため、成果発表会を開催するなど最も適切な方法により事業の検証を行うものとする。

(イ) 地方振興局長は、ウの補助事業者から追跡調査報告書の提出を受け、追跡調査結果一覧表とともに毎年５月末日までに企画調整部長に提出するものとする。

オ 事業に対する支援

地方振興局長は、集落等再生事業の営利を目的とした事業において、経営や販路開拓等の専門家に依頼し、補助事業者の選定、経営指導、前年度補助対象事業に対するフォローアップ等にあたらせるものとする。また、上記専門家の指導内容等において改善が必要と認めた場合は、当該補助事業者に対して改善指導を行うものとする。

(3) 県戦略事業

過疎・中山間地域連携事業に関する事業の決定、変更、完了及び検証の報告については設置要綱第６条第８項及び第９項の規定によるものとする。

5 補助金交付事務

補助金交付に関する事務は、福島県財務規則（昭和３９年福島県規則第１７号）第４条第３項の表第５の項に規定する部長があらかじめ通知したものとし、その手続きについては、別に定める補助金交付要綱によるものとする。

6 この要領に定めるもののほか、事業の執行に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成１８年４月１日から施行する。
- 2 福島県地域づくりサポート事業実施要領は、廃止する。
- 3 この要領の施行の際、現に福島県地域づくりサポート事業の規定による補助金の交付決定のあった補助事業に関しては、同要領の規定は、この要領施行後も、なおその効力を有するものとする。

ただし、事業の検証に係る追跡調査報告書及び検証結果報告書については、この要領の規定を適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成２３年４月２６日から施行する。

別表 1－1
一般枠

補助事業者	民 間 団 体	市 町 村 等
対象地域	・ 全ての市町村の区域	・ 過疎地域 ・ 特定中山間地域 ・ 地域再生計画に係る事業は、全ての市町村の区域
補助率	・ 補助対象事業費の 2／3 以内 ただし、特定過疎地域は 3／4 以内 ・ 過疎地域、特定中山間地域及び地域再生計画に係る事業、並びに東日本大震災に伴う新規の復興関連事業（民間団体が行う事業に限る。）については、地方振興局長が必要と判断した場合は、これを超えることができる。	同 左
補助の期間	・ 原則 1 年（明確な事業計画のある発展的な事業等については、3 か年を限度に継続を認めることができる。）	同 左
補助対象事業費の下限	・ 5 0 万円 ・ 地方振興局長が必要と判断した場合は、これを下回ることができる。	同 左
補助限度額	・ 5 0 0 万円 ・ 地域間の交流を目的とする事業については、7 0 0 万円。※ ・ 地方振興局長が必要と判断した場合は、これを超えることができる。 ・ 東日本大震災に伴う新規の復興関連事業（民間団体が行う事業に限る。）について、補助率を 1 0／1 0 にした場合は、1 0 0 万円。	・ 7 0 0 万円 ・ 地方振興局長が必要と判断した場合は、これを超えることができる。

※地域間の交流を目的とする事業とは、補助事業者が、主な事業活動場所となる振興局管内以外の特定の地域や団体と行う交流事業をいう。

別表 1 - 2

過疎・中山間地域集落等活性化枠

補助事業者	集落等	市 町 村	協定団体
対象地域	・過疎・中山間地域	同 左	同 左
補助率	①集落等再生事業 ・補助対象事業費の4／5以内 ただし、集落等再生計画策定事業で策定した集落等再生計画又は大学生の力を活用した集落等活性化事業で策定した集落活性化計画に基づく事業を実施する場合は、100万円まで10／10以内、100万円を超える部分は4／5以内 ②集落等再生計画策定事業 ・補助対象事業費の10／10以内	同 左 (集落等再生計画策定事業を除く)	集落等再生事業 ・補助対象事業費の2／3以内
補助の期間	・原則1年(明確な事業計画のある発展的な事業等については、3か年を限度に継続を認めることができる。)	同 左	同 左
補助対象事業費の下限	・25万円 (集落等再生計画策定事業を除く) ・地方振興局長が必要と判断した場合は、これを下回ることができる。	同 左	同 左
補助限度額	・500万円(集落等再生事業) ただし、3か年を限度に継続を認める場合であっても営利を目的とした事業に係る補助の累積額は500万円とする。 ・30万円(集落等再生計画策定事業) ・地方振興局長が必要と判断した場合は、これを超えることができる。	・700万円(集落等再生事業) ただし、3か年を限度に継続を認める場合であっても営利を目的とした事業に係る補助の累積額は500万円とする。 ・地方振興局長が必要と判断した場合は、これを超えることができる。	・500万円(集落等再生事業) ただし、3か年を限度に継続を認める場合であっても営利を目的とした事業に係る補助の累積額は500万円とする。 ・地方振興局長が必要と判断した場合は、これを超えることができる。

別表 2

県戦略事業

事業実施主体	・ 県 ・ 民間団体及び県で構成される団体 ・ 市町村等及び県で構成される団体 ・ 民間団体、市町村等及び県で構成される団体
対象地域	・ 過疎地域 ・ 中山間地域
対象事業費	・ 地方会議で決定した事業に係る経費
事業の期間	・ 3 か年を限度